

平和意識の向上

1 平和推進事業

総務部 平和推進課

(1) 目標

世界の恒久平和と核兵器廃絶の実現をめざした平和都市宣言の理念を普及し、市民一人ひとりが平和や命の尊さを考え平和への思いを共有し、平和の連鎖を広げ平和を創るまちをめざします。

(2) 令和元年度の取組みと成果

- ア 第24回松本市平和祈念式典・平和の集い（8月15日、約800人参加）
- イ 第29回松本市広島平和記念式典参加事業（8月5日～7日、中学生42人参加）
- ウ 第32回松本市小中学生平和ポスター展（10月31日～11月4日、出展417点）
- エ 平和推進活動補助金の交付（通年、交付実績10件）
- オ 松本ユース平和ネットワーク事業
 - (ア) 戦争体験者からの体験聞き取り
 - (イ) 小中学生への出前授業
 - (ウ) 地区平和祈念式典での活動報告
 - (エ) 第35回公民館研究集会第10分科会での話題提供
 - (オ) 長崎市平和訪問
 - (カ) 市平和事業におけるボランティア活動
- カ 親子平和教室（9月21日～22日、約130人参加）

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 本市の平和事業の取組みを世界に向けて発信をしました。
- イ さらに関心を高め、平和の連鎖を広げるため、10代後半～20代の若者が平和について考え、発信する機会を設けるなど、より多くの「平和を創る」取組みを実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和61年度 松本市平和都市宣言（昭和61年9月25日宣言）
- 63年度 第1回松本市小中学生平和ポスター展開催（以降毎年開催）
- 平成3年度 第1回松本市広島平和記念式典参加事業実施（以降毎年実施）
- 8年度 第1回松本市平和祈念式典開催（以降毎年開催）
- 23年度 第23回国連軍縮会議 in 松本を開催
- 26年度 第4回平和首長会議国内加盟都市会議を開催
- 28年度 日本非核宣言自治体協議会総会・研修会を開催、松本ユース平和ネットワーク発足

イ 統計資料

項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
市民による平和活動件数	5件	13件	10件	13件	10件
平和祈念式典参加者数	約800人	約850人	約800人	約800人	約800人
小中学校平和ポスター展出展人数	358人	332人	352人	395人	417人

人権尊重の推進

1 男女共同参画推進事業

総務部 人権・男女共生課

(1) 目標

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の形成に向けて、推進を図ります。

(2) 令和元年度の取組みと成果

- ア 松本市男女共同参画推進委員会の開催（年1回）
- イ 第4次松本市男女共同参画計画の進行管理、関係課事業の積極的推進
- ウ 地方創生総合戦略「仕事と家庭の両立支援事業」による企業の両立支援プログラム策定の実施

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 平成28年実施の「男女共同参画・人権に関する意識調査」を分析すると、男女共同参画に対する理解は徐々に進んできているものの、中学生・高校生の段階から固定的性別役割分担意識が見られます。
- イ 地方創生総合戦略「仕事と家庭の両立支援事業」の実績をもとに、男女共に仕事と家庭の両立を図りながら働き続ける環境整備を、庁内関係課とともにさらに推進する必要があります。
- ウ 理工系分野への女性の進出が少ないため、当該分野への興味・関心を持つ女子学生を支援する取組みを、引き続き行う必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成15年 3月 第1次松本市男女共同参画計画策定（計画期間：平成15年度～19年度）
- 6月 松本市男女共同参画推進条例公布・施行
- 28年10月 男女共同参画・人権に関する意識調査
地方創生総合戦略「仕事と家庭の両立支援事業」
（実施期間：平成28年10月～令和2年3月）
- 30年 3月 第4次松本市男女共同参画計画策定（計画期間：平成30年度～令和4年度）

イ 統計資料

審議会等における女性委員の参画状況

（単位：%）

区 分	H29年度	H30年度	R元年度
行政委員会（自治法第180条の5）	18.5	18.0	20.0
法律・条例により設置されている審議会等	27.1	22.9	22.6
要綱等により設置されている委員会等	23.3	25.0	24.5
法律に基づいて設置されている委員	73.4	74.0	72.2
全 体	34.3	33.2	32.6

人権尊重の推進

2 男女共同参画推進（その他の啓発・相談事業）

総務部 人権・男女共生課

(1) 目標

第4次松本市男女共同参画計画に定めた6つの施策分野における男女共同参画推進に係る施策及び労働や教育分野などにおける女性活躍を推進する施策を実施します。

(2) 令和元年度 of 取組みと成果

- ア 男女共同参画を進める市民のつどい・まつもとの開催
- イ 女性指導者研修補助事業を海外研修・国内研修に加え、女子中高生の理工系分野への進路選択支援のための研修にも適用
- ウ 平成26年度から実施している男性相談員による男性相談の継続実施
- エ 広報まつもと特集ページで意識啓発を実施
- オ 女性センター、トライあい・松本での各種講座の開催、図書貸出し等学習機会の提供の継続実施

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市民要望の高いキャリアアップ支援、職場復帰準備などの講座を、女性センターパレア松本及びトライあい・松本において開催します。
- イ 家庭・夫婦・生活・地域の人間関係の悩みなどについて、相談員による電話、面接相談を実施します。
- ウ 利用団体の高齢化やそれに伴う利用者の減少が見られるため、若年層やこれまでつながりのなかった団体等に引き続き積極的に利用を呼びかけます。
- エ 性的マイノリティの方からの相談対応力強化のため、相談担当職員を対象とした研修会を実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和47年4月	働く婦人の家	開館
平成11年4月	女性センター	開館
15年	「働く婦人の家」から「トライあい・松本」に名称変更	
20年	「女性センター」の愛称を「パレア松本」に決定	

人権尊重の推進

3 要保護児童対策事業

こども部 こども福祉課

(1) 目標

要保護児童やその家庭への効果的な支援につなげるため、地域や関係機関との連携強化により、子どもの置かれた環境等を的確に捉え、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めるとともに、児童虐待防止啓発事業等により市民意識の向上と関係者の資質向上を図ります。

(2) 令和元年度の実績と成果

- ア 要保護児童対策地域協議会代表者会議を1回、実務者会議を4回開催し、関係機関の連携体制の確認や児童虐待が疑われる家庭対応を検討するとともに、要保護児童対策地域協議会実務者会議（特定妊婦）を4回開催し、ハイリスク妊婦の情報共有を図りました。
- イ 児童相談所や教育委員会及び関係課と連携を密にし、児童虐待の早期発見、早期対応に努めました。
- ウ 児童虐待防止推進月間にオレンジリボンキャンペーンを実施し、児童虐待防止に向けた市民の意識向上を図りました。
- エ 乳児家庭の孤立を防ぎ、母親を地域で見守り、支援するため、民生・児童委員の協力を得て「こんには赤ちゃん事業」を実施し、必要に応じて保健師の継続支援につなげました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 児童虐待の相談や、リスクを抱え見守りが必要な特定妊婦が増えているため、早期発見、早期対応及び発生防止に向けた啓発活動を行うとともに、要保護児童対策地域協議会関係機関とさらなる情報共有及び連携強化を図ります。
- イ 虐待の未然防止につなげるため、子育て支援ショートステイ、養育支援訪問事業の有効活用などで、子育てにストレスを抱える母親等の負担軽減を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 12年度 児童虐待の防止等に関する法律施行
- 16年度 児童虐待の防止等に関する法律の改正により、児童の安全確認等の初期対応や措置が必要なケースの児童相談所への送致等が市町村の業務として義務付けられる。
- 17年度 子育て支援課を創設し、家庭児童福祉司、社会福祉主事及び家庭児童相談員を配置
- 18年度 松本市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関のネットワークを構築
- 21年度 こんには赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業開始
- 令和 元年度 松本赤十字乳児院による養育支援訪問事業開始

イ 統計資料

年度	家庭児童相談件数		子育て支援ショートステイ事業		こんには赤ちゃん事業	
	合計	虐待相談件数	人数	利用泊数	訪問実数	支援対象者数
H29年度	427件	71件	249人	549人	1,669人	191人
H30年度	501件	55件	117人	249人	1,662人	186人
R 元年度	438件	38件	39人	90人	1,662人	107人

多文化共生の推進

1 多文化共生推進プランの実施

総務部 人権・男女共生課

(1) 目標

国籍や文化の違いを超えて人権を尊重し、生活スタイルや考え方の違いを互いに認め支え合う多文化共生社会の構築をめざすために、外国人住民に対する情報提供や日本語教育環境の充実などの支援に取り組むとともに、地域への啓発や外国人住民の社会参画を促すための取組みを進めます。

(2) 令和元年度取組みと成果

- ア 多言語ガイドブックの利用促進（QRコード付案内パンフレットの作成・配布）、ポルトガル語相談員の設置、庁内文書の多言語化、日本語教室の支援（中央公民館）等のコミュニケーション支援
- イ 災害時多言語表示シートの活用促進、市総合防災訓練への外国人住民参加（3名参加）、多言語防災ハンドブックの周知（7カ国語対応）、子ども日本語教育センターの設置運営及び就学・進学前ガイダンス実施（学校指導課）、出前講座（4回実施、合計80名参加）による意識啓発
- ウ 多文化共生推進協議会の開催
- エ 多文化共生実態調査の実施（日本人、外国人、事業所へのアンケート、外国人への聞き取り調査）

(3) 現状の分析と今後の課題

元年度実施の多文化共生に関する実態調査では、日本人、外国人住民ともに5年前に比べ「共生」の意識が高まっています。また、外国人と何らかの関り経験がある人ほど、抵抗感が低いという結果から、住民間の交流増や、外国人住民の自立と社会参画を促す取組みを推進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成11年～14年	外国人も住みやすいまちづくり懇談会開催
18年～19年	外国人市民会議
18年	松本市第8次基本計画で「多文化共生」について言及
21年11月	市子ども日本語支援センター開設
23年7月	第1次多文化共生推進プラン策定（計画期間：平成23年度～27年度）
28年7月	第2次多文化共生推進プラン策定（計画期間：平成28年度～令和2年度）

イ 統計資料

国籍別外国人住民登録者数

(単位：人)

	総数	韓国・朝鮮	ブラジル	中国・台湾	フィリピン	タイ	ベトナム	その他	国数
H29.12.末	3,816	1,013	367	1,046	505	177	251	457	61カ国
H30.12.末	3,961	1,002	360	1,061	546	179	307	506	63カ国
R元.12.末	4,111	995	358	997	556	182	398	625	64カ国

	税金	保険・年金	戸籍	在留資格	労働	学校・教育	その他生活	計
H29年	109	109	106	34	38	134	435	965
H30年	132	135	91	34	55	132	370	949
R元年	120	184	125	50	52	130	600	1,261

多文化共生の推進

2 多文化共生プラザ設置運営事業

総務部 人権・男女共生課

(1) 目標

多文化共生の地域づくりを進めるための拠点として、情報提供や発信、相談、啓発、交流、人材育成の各事業に取り組みます。

(2) 令和元年度の取組みと成果

- ア Facebook を中心とした外国人住民への多言語情報提供・発信
- イ 多言語相談、在留資格相談、生活・学習相談、相談者の同行支援の実施
- ウ 多文化共生プラザ異文化理解・交流事業（延べ13回、333人参加）
- エ 日本語教室（延べ172回 1,686人参加）

(3) 現状の分析と今後の課題

労働力としての外国人受入れが拡大する中、多文化共生プラザが対応する相談内容も複雑・多岐にわたっており、窓口紹介にとどまらない、寄り添い型支援の充実が必要です。ワンストップ相談窓口としての機能を十分発揮できるよう、多文化共生プラザの体制づくりと認知率向上に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成11年～14年	外国人も住みやすいまちづくり懇談会開催
14年5月	ふれあい国際・情報センター設置
18年～19年	外国人市民会議
22年	多文化共生推進プラン策定委員会設置。プラン素案を検討 多文化共生に係る実態調査実施
23年7月	第1次多文化共生推進プラン策定（計画期間：平成23年度～27年度）
24年7月	多文化共生プラザ開設
28年7月	第2次多文化共生推進プラン策定（計画期間：平成28年度～令和2年度）

イ 統計資料

多文化共生プラザ相談件数

（単位：件）

	日本語 支援	日本語 学習	語学 学習	在留 資格	就労 労働	就学 就園	交流	その他	計
H29年	78	153	41	142	142	99	69	1,583	2,307
H30年	20	80	25	72	136	89	44	1,046	1,512
R元年	43	75	12	119	105	100	52	1,196	1,702

高齢者福祉の充実

1 介護保険制度の円滑な運営

健康福祉部 高齢福祉課 西部福祉課

(1) 目標

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を見据え、「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」（地域包括ケアシステム）の構築に向けた計画を策定し、法令・計画に基づき、円滑な介護保険制度の運営を目指します。

(2) 令和元年度の実績と成果

- ア これまでの内容の継承と進展を目指した、第7期介護保険事業計画の2年目です。
- イ 第7期計画に基づき、地域密着型施設（認知症対応型共同生活介護）を1施設整備しました。
- ウ 第8期介護保険事業計画の基礎となる高齢者等実態調査を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 本市独自のサービスである新しい総合事業を推進します。
- イ 高齢者の自立支援・介護予防・重度化防止を推進します。

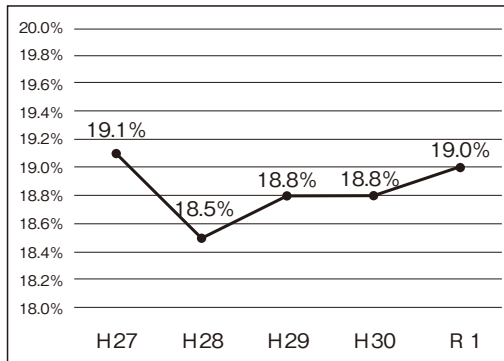
(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 4年度 「松本市老人保健福祉計画」を策定
- 11年度 「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定（以降3年毎に更新）
- 12年度 介護保険制度開始
- 21年度 4期計画開始に合わせ、介護予防・認知症対策の充実等を重点に取り組む
- 28年度 新しい総合事業を開始
- 29年度 第7期計画の策定

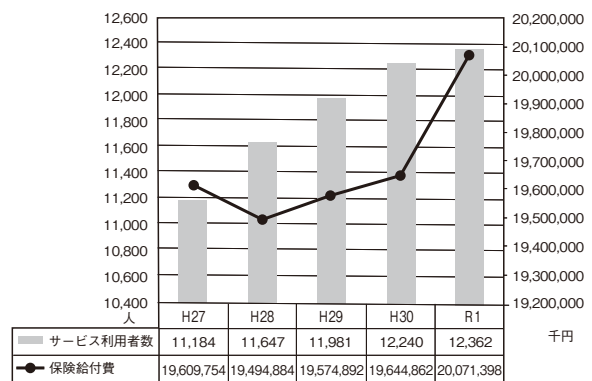
イ 統計資料

第1号被保険者認定率の推移



	H27	H28	H29	H30	R1
認定者数	12,401人	12,117人	12,375人	12,457人	12,677人
1号被保険者数	64,910人	65,535人	65,980人	66,308人	66,729人

サービス利用者数と保険給付費の推移



※数値は各年度3月31日現在

高齢者福祉の充実

2 地域包括ケアシステムの構築

健康福祉部 高齢福祉課 西部福祉課

(1) 目標

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年以降を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できる地域社会の実現に向けて、本市が先進的に取り組んできた地域づくりの一環として、地域の合意形成のもと、住民主体により高齢者を地域全体で見守る仕組みづくりを構築します。

(2) 令和元年度の実績と成果

- ア 生活支援体制の構築を図るため、第2層生活支援コーディネーターを7地区の地域づくりセンターに配置し、地域の助け合いの活動の促進や高齢者の自立支援体制の構築を目指しています。
- イ 松本市医師会と松本市地域包括ケア協議会は、人生の最終段階における医療や介護について、また、最期に過ごしたい場所などの希望を記す松本市版リビングウィル（事前指示書）を作成し、5月1日から運用を始めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地域ケア会議から出された課題について、意見の集約方法が統一されていないことや、事業化に向けた検討体制が整っていないことから、課題の集約方法や時期、検討の体制整備を行います。
- イ 地域の助け合いや繋がりづくりは徐々に進みつつありますが、高齢化による担い手不足や負担の増加など課題があるため、今後は住民主体の取り組みのみならず、NPO法人や社会福祉法人などと連携し、重層的な支援体制の構築を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成18年度	地域包括支援センターを設置（直営3、委託5）
24年度	第5期介護保険事業計画で「地域包括ケアシステムの構築」を位置付け
25年度	市内35地区で地域ケア会議を試行的に開催
26年度	松本市地域包括ケア協議会及び庁内連絡会（関係課長）を設置 地域、個別ケア会議の開催（地域課題の抽出、解決策の検討）
27年度	松本市地域包括ケア協議会に小委員会（在宅医療・介護連携委員会／生活支援体制整備委員会）を設置
28年度	庁内推進会議の開催（幹事会／専門員会） 地域包括支援センターを8カ所から12カ所に増設
30年度	第1層生活支援コーディネーターを全ての地域包括支援センターに配置 松本圏域入退院連携ルールの運用開始
令和元年度	第2層生活支援コーディネーターを7地区の地域づくりセンターに配置 松本市版リビングウィル（事前指示書）の運用開始

イ 統計資料

ケア会議実績（地域・個別）※令和元年度は新型コロナウイルス感染防止のため10地区計10回を中止

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
地区数	33地区	34地区	34地区	32地区
回数	48回	74回	117回	71回（※）

障害者(児)福祉の充実

健康福祉部 障害福祉課 西部福祉課
こども部 こども福祉課

1 障害者自立支援給付事業の推進

(1) 目標

障害者・児（以下「障害者」という。）が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく自立支援給付サービスを提供し、障害者・児の福祉の向上及び増進を図ることを目標とします。

(2) 令和元年度の取組みと成果

- ア 障害の特性と多様化するニーズに対応するため、計画相談支援事業者と連携して障害者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援とサービスの提供を推進しました。
- イ 適切なサービスが持続的に提供できるよう、県と合同で指導監査を実施し、サービス提供状況の把握、事業所の支援等を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 精神障害者数は増加傾向であり、障害の重複化や重度化とともに高齢化も進んできているため、障害の状態や生活状況に応じた個別支援の更なる充実に努めます。
- イ 松本圏域3市5村及びサービス提供事業所と連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 18 年度 障害者自立支援法が施行され、自立支援給付事業によるサービス提供を開始。松本障害保健福祉圏域自立支援協議会を設置し、関係機関のネットワークを構築
- 23 年度 障害者自立支援法の一部改正に伴い、新たに同行援護サービスの提供を開始
- 24 年度 障害者自立支援法の一部改正に伴い、サービス利用計画作成対象者を拡大。児童福祉法の一部改正に伴い、障害児に係るサービスを再編
- 25 年度 障害者自立支援法の一部改正に伴い、法律名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）」に改正される。難病患者の一部を障害福祉サービスの対象に加える。
- 26 年度 障害者総合支援法における「障害程度区分」が、障害者等の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる「障害支援区分」に見直される。
- 30 年度 障害者総合支援法の一部改正に伴い、「生活」と「就労」に対する支援の充実策として、「自立生活援助」「就労定着支援」サービスの提供を開始。児童福祉法の一部改正に伴い、障害児支援のニーズの多様化に対応するため支援を拡充

イ 統計資料

自立支援給付事業（児童福祉法によるサービス含む）

区分	H 29 年度		H 30 年度		R 元年度	
	延利用者数 (人)	給付費 (千円)	延利用者数 (人)	給付費 (千円)	延利用者数 (人)	給付費 (千円)
訪問系サービス	7,547	487,808	7,599	478,214	7,931	500,638
日中活動系サービス	15,369	2,327,351	15,140	2,380,495	17,086	2,559,761
居住系サービス	5,100	758,064	5,257	799,451	5,523	859,016
サービス利用計画作成	4,699	69,949	4,662	71,586	5,700	84,157
児童通所サービス	32,635	290,762	35,690	354,299	41,881	392,767

障害者(児)福祉の充実

2 地域生活支援事業の推進

健康福祉部 障害福祉課 西部福祉課
こども部 こども福祉課

(1) 目標

障害者の自立や社会復帰、社会参加の促進及び介護者の負担軽減が図れるよう、地域の実状に即した事業として地域生活支援事業を積極的に実施し、障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整えます。

(2) 令和元年度の取組みと成果

- ア 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会を中心とした関係機関との連携と調整により事業を推進しました。
- イ 圏域の相談支援センターの専門支援員との連携により、生活・就労・住居等の多様な相談支援を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障害者や介護者のニーズが多様化していることから、障害及び生活環境の特性に応じた相談支援及び各種サービスの提供に努め、社会参加の促進を図ります。
- イ 事業実施に当たっては、自立支援協議会及び相談支援事業所などの関係機関と連携を図りながら、支援の充実に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 18 年度 障害者自立支援法が施行され、地域生活支援事業によるサービス提供を開始する。
松本障害保健福祉圏域自立支援協議会を設置し、障害者相談支援事業を実施
- 23 年度 成年後見支援センターかけはしを開設（松本市社会福祉協議会が設置・運営、圏域市村で運営費の一部を助成）
- 25 年度 障害者優先調達推進法の施行を受け、障害者就労施設等からの物品等の調達推進基本方針を策定

イ 統計資料

(単位：千円)

区 分	H 29 年度		H 30 年度		R 元年度	
	利用状況	給付費	利用状況	給付費	利用状況	給付費
相談支援センター(延相談人数)	10,678人	-	11,912人	-	15,014人	-
手話通訳等派遣事業	1,233回	5,900	1,233回	6,793	1,357回	6,377
移動支援事業	27,102h	60,144	24,575 h	55,445	22,877 h	50,417
日常生活用具給付事業	5,134件	54,708	5,061件	56,544	5,143件	56,046
訪問入浴事業	2,764回	34,572	2,717回	33,936	3,041回	37,990

障害者(児)福祉の充実

3 障害者の差別解消と権利擁護の推進

健康福祉部 障害福祉課 西部福祉課

(1) 目標

障害者への差別を解消し、権利や尊厳を守り、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目標とします。
また、実施に当たっては、地域の皆さんの理解と協力を得ながら、関係機関との連携強化、支援体制の整備を図ります。

(2) 令和元年度の実施と成果

- ア 障害者差別解消法の基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施、合理的配慮を提供することについて、職員対応要領を活用して、職員の研修を実施しました。
- イ 市民に向けて「信州あいサポーター研修」と連携した出前講座等を開催し、法律の趣旨や障害や障害者に対する正しい理解が進むよう、周知、啓発活動を行い、差別解消の推進に取り組みました。
- ウ 権利擁護推進のため、松本市社会福祉協議会が運営する成年後見支援センターに圏域市村と連携して運営費を助成し、成年後見制度に係る支援体制の充実を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障害者への差別解消のため、引き続き研修や周知、啓発活動を実施します。
- イ 障害者の権利擁護を推進するためには、障害者と家族（養護者）の支援体制を構築、強化することが必要です。成年後見支援センターとの連携を強めて支援を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 障害者差別解消法における国等の経過

- 平成 20 年 5 月 障害者の権利に関する条約（国連発効）
- 22 年 6 月 「障害者制度改革のための基本的な方向について」閣議決定
- 28 年 4 月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行

イ 権利擁護の推進に関する経過

- 平成 23 年 成年後見支援センターかけはしを開設（松本市社会福祉協議会が設置・運営、圏域市村で運営費の一部を助成）
- 28 年 平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法を受け、松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を設置

ウ 統計資料

(ア) 障害者虐待に係る通報・相談延件数（件）

	H 29 年度	H 30 年度	R 元年度
通報・相談延件数	43	17	33

養護者及び障害者福祉施設従事者等に関する通報・相談状況

(イ) 成年後見支援センター 延相談件数（件）

	H 29 年度	H 30 年度	R 元年度
延相談件数（件）	695	750	781

障害者(児)福祉の充実

4 あるぷキッズ支援事業

こども部 こども福祉課

(1) 目標

発達障害及び発達に心配のある子どもとその保護者、子どもと毎日関わる支援者（保育士・教諭等）を継続して総合的に支援していくことをめざします。

(2) 令和元年度の実績と成果

ア あるぷキッズ支援室での相談

電話及び来所による相談に、専門スタッフが対応しました。

イ 保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校への巡回支援

(ア) 支援チームが巡回し、現場職員とともに支援計画の立案や対応方法についての助言を行いました。

(イ) スムーズな就学に向け4歳児への就学前巡回及び就学前ガイダンスを実施しました。

(ウ) 教育委員会と連携し、教育相談を経て通常学級に入学した1年生と支援学級への巡回を行いました。

ウ 保護者支援の充実

「あそびの教室」「ペアレントトレーニング」を実施し、保護者支援の充実を図っています。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 多様化する相談に適切に対応するため、相談体制の充実と庁内及び外部関係機関とのさらなる連携を図ります。

イ 発達障害のある子が地域で自分らしく生きていくために、あそびの教室や専門相談、巡回支援など早期からその特性に応じた適切な対応や必要な支援がなされるよう努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和60年度	あそびの教室開始（健康づくり課にて、療育型3グループで開催）
平成21年度	こども部の創設とともに、こども福祉課へあそびの教室の業務を移管
22年度	あるぷキッズ支援事業（発達障害児支援システム）開始
27年度	なんぷくプラザ内に「あるぷキッズ支援室」を整備

イ 統計資料

区 分	H 29年度		H 30年度		R 元年度	
	回数	延参加人数	回数	延参加人数	回数	延参加人数
あるぷキッズ支援室相談	-	426人	-	517人	-	750人
巡回支援	220回	988人	227回	975人	174回	1,020人
サポート手帳の配付	-	17冊	-	16冊	-	13冊
あそびの教室	392回	3,355人	375回	3,339人	357回	3,253人
ペアレントトレーニング	34回	211人	33回	167人	23回	141人

生活福祉の充実

1 生活困窮者自立支援関係事業

地域づくり部 市民相談課

(1) 目標

生活保護に至る前段階にある生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関である「まいさば松本」（松本市社会福祉協議会へ委託）が中核となり、「困窮者の自立と尊厳の確保」「困窮者支援を通じた地域づくり」の視点を踏まえた包括的かつ継続的な支援を提供します。

(2) 令和元年度の実績と成果

市内プロジェクト会議や支援調整会議を通じて「まいさば松本」と市内関係課とのより一層の連携が図られ、また不動産や電力などの業者への事業周知により、生活困窮者の早期発見及び支援開始を推進しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 新規相談者数及び前年度からの継続支援者はほぼ横ばいですが、3月からは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日常生活の維持が困難になったことによる相談者数が増加してきており、今後も増加することが予想されます。

イ 15歳～64歳の稼働年齢層（特に40歳以上）への居場所を含めた支援策が不足していることから、市内関係課会議の結果を踏まえながら、支援策を検討します。

ウ 「地域共生社会」の実現に向けた取組みにおいて、住民とNPOなど民間団体と行政が連携する上で、具体的な役割や体制づくりを検討していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年度 生活困窮者自立支援法施行
自立相談支援事業、住居確保給付金、子どもの学習支援事業（生活保護世帯）を実施
28年度 障害・生活支援課（現 生活保護課）から市民相談課へ自立相談支援事業、住居確保給付金を移管
就労準備支援事業、一時生活支援事業を新規実施
29年度 家計改善支援事業を新規実施（法に基づく主要事業をすべて実施）

イ 統計資料

「まいさば松本」の支援状況

	新規相談者数	前年度からの継続相談者数	延対応回数	延就職・増収者数
H29年度	483人	174人	7,635件	101人
H30年度	427人	215人	7,410件	68人
R元年度	442人	214人	6,008件	82人

生活福祉の充実

健康福祉部 障害福祉課 西部福祉課
こども部 こども福祉課

2 福祉医療費給付事業（障害者支援医療）

(1) 目標

地域で安心して暮らすことができる社会をめざし、乳幼児、児童、障害者（児）、ひとり親家庭の医療費自己負担分について償還又は現物給付を行い、健康保持と福祉の増進を図ります。

(2) 令和元年度の取組みと成果

- ア 新規手帳取得者等に対し、福祉医療制度の周知徹底及び適正な活用を図り、障害者の経済的な負担の軽減に努めました。
- イ 経済的に医療費窓口負担額の支払いが困難な低所得者については、福祉医療費貸付制度を利用した支援を行いました。
- ウ 子育て支援医療（0歳～中学卒業まで）の児童について、窓口負担500円となる現物給付方式により負担軽減を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 子育て支援医療（0歳～中学卒業まで）の現物給付方式導入に併せ、障害者等の医療費助成も軽減が図れるよう県に要望します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和49年度 松本市医療費特別給付金制度を創設
- 平成15年度 自動給付方式の導入、対象者の範囲を拡大（精神保健福祉手帳1級の者の通院医療費助成）、所得制限の導入、福祉医療費貸付制度の導入
- 17年度 入院時食事療養費標準負担額の助成開始
- 18年度 障害者自立支援法に基づく自己負担分医療費及び70歳以上で療養病床入院時の生活療養費（食事分）の助成開始
- 25年度 対象者の範囲を拡大（精神保健福祉手帳2級の者の通院医療費助成）
- 27年度 18歳以下の障害児医療の対象者について、所得制限を廃止
- 30年度 子育て支援医療の対象児童について窓口負担500円となる現物給付方式を導入

イ 統計資料

区分	H30年度			R元年度		
	給付件数 (件)	給付額 (千円)	県補助金 (千円)	給付件数 (件)	給付額 (千円)	県補助金 (千円)
子育て支援医療	417,167	677,677	166,687	343,394	624,568	152,152
障害児医療	4,184	14,975	4,943	3,856	12,453	3,422
ひとり親医療	48,756	104,919	52,451	47,464	101,698	51,028
障害者医療	253,247	812,212	273,540	255,220	821,380	291,606

生活福祉の充実

3 生活保護自立支援プログラムによる早期就労

健康福祉部 生活保護課

(1) 目標

ハローワーク等関係機関や民生・児童委員等と連携しながら、積極的かつ組織的に就労指導及び就労支援の強化を図り、生活保護世帯の早期自立をめざします。

(2) 令和元年度の取組みと成果

ア 就労支援プログラムの活用

就労支援員を2名配置し、ハローワークやケースワーカーと連携しながら実情に応じた継続的できめ細やかな就労支援を行い、被保護者世帯の早期自立を支援しました。

イ 生活保護支援基金の貸付け

生活保護に該当すると見込まれる者に対しては、生活保護費支給までのつなぎ資金として、生活資金や住宅資金を貸し付け、経済的に不安のない状況で就職活動ができるよう支援しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 堅調な雇用情勢を背景に母子世帯、その他世帯は減少傾向で推移してきた一方で、65才以上の高齢者世帯の占める割合は平成23年度（40.4%）以降毎年増加し、受給世帯全体の5割を超えています。

イ 離職後、身体的・精神的な障害がないにもかかわらず仕事に就けない世帯に対しては、ハローワーク等と連携して丁寧な就労指導を行います。

ウ 高齢者世帯については、その9割が単身世帯のため、民生・児童委員や高齢者福祉関係者等との連携による見守りや健康管理を中心とした支援を行っていく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度 生活保護世帯就労支援対策の実施
21年度 生活保護支援基金の貸付けの実施

イ 統計資料

年度別、世帯類型別被保護者世帯数（各年度3月31日現在）

年度 \ 項目	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他世帯	合計
H29年度(世帯)	887	38	551	132	1,608
(%)	(55.1)	(2.4)	(34.3)	(8.2)	
H30年度(世帯)	890	36	529	125	1,580
(%)	(56.4)	(2.3)	(33.5)	(7.8)	
R元年度(世帯)	900	39	510	137	1,586
(%)	(56.7)	(2.5)	(32.2)	(8.6)	

生活福祉の充実

4 子どもの未来応援事業

こども部 こども福祉課

(1) 目標

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、またその成育環境が世代を超えて連鎖することのないよう、「松本市子どもの権利に関する条例」の理念に基づき、すべての子どもが自らの意志で未来を選択できる環境を整えることをめざします。

(2) 令和元年度の実績と成果

- ア 子どもの居場所づくり推進事業交付団体を決定（9団体11会場）しました。
- イ 子どもの居場所づくり推進事業交付金団体との連絡会議を開催し、お互いの運営状況等に関する情報共有を行なうとともに、効果的な事業実施のあり方について意見交換を行いました。
- ウ 子どもの孤食や欠食を防ぎ、学習支援や世代間交流を行う地域の居場所を推進するための子どもの居場所づくり事業報告書を作成しました。
- エ 子どもの貧困に係る庁内推進会議を開催し、部局横断による効果的な事業展開の推進を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

子どもの居場所づくり推進事業交付金団体との連絡会議や、事業報告会の開催を通して、より身近な場所で子どもが参加できるよう実施会場の拡大を図ります。

また、部局横断による庁内推進会議を核として、「松本市子どもにやさしいまちづくり委員会」や民間団体等との連携を図りながら、子どもの未来応援に向けた効果的な事業の推進を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|--------|---|
| 平成25年度 | 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 |
| 27年度 | 子どもの貧困対策庁内調整会議を設置
市独自で保育園・幼稚園における在園児調査を実施（1回目） |
| 28年度 | 松本市ひとり親家庭実態調査、保育園・幼稚園における在園児調査を実施 |
| 29年度 | 松本市子どもの未来応援指針の策定 |

イ 統計資料

子育て家庭実態調査（松本市独自）の主な結果

世帯収入が400万円未満（Aグループ）と以上（Bグループ）に区分し、世帯状況や子育て支援に関するニーズ等について比較を行いました。

- ・「家では勉強を教えられないので、無料や安価な学習塾をつくってほしい」と考えている親の割合について、AグループとBグループでは大きな差があり、学年があがることで差が大きくなることがわかりました。（小学校5年生の親 12.1ポイント差、中学校2年生の親 27.9ポイント差）
- ・食事に関する行政への要望について、Bグループは3割以上の家庭が「特に要望はない」と回答する一方、Aグループは小学校5年生の子どもがいる世帯の3割以上、中学校2年生の子どもがいる世帯の4割以上が「食事の提供が受けられる場所の開設」を希望しています。

基本施策
2-2-3

生活福祉の充実

5 市営住宅の整備

建設部 住宅課

(1) 目標

住宅に困窮する低所得者の居住水準の向上と、良好な住環境の整備を図るため、市営住宅の建設を推進します。

(2) 令和元年度の取組みと成果

- ア 寿団地B街区の建替事業により、B-3棟、B-4棟48戸が竣工し、引き続き同棟の駐車場の整備に着手しました。
- イ 松本市公営住宅等長寿命化計画及び松本市耐震改修促進計画に基づき、二子団地と寿団地（1丁目・3丁目）及び他11団地の解体対象（306戸）の入居者（185戸）の移転事業を継続し、19戸の移転等が完了しました。前年を含めた移転等の完了は計153戸となりました。
- ウ 一人暮らしの高齢者が増加しているため、小宮団地、竹淵団地、寿田町団地の1階に限り高齢者の単身入居を可能としました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 昭和40年代以前に建てられた住宅が約3分の1を占めていることから、引続き防災上安全な住宅街にする必要があります。
- イ 暮らし方・働き方が多様化し、子育て期、高齢期といったライフステージや個人の多様な価値観、身体機能の特性に応じた住まいの提供が求められています。
- ウ 今後、松本市公営住宅等長寿命化計画に基づき、良好な住環境の整備を計画的に進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

市営住宅の整備経過

建設年度	新築住宅			建替住宅			建設年度	新築住宅			建替住宅				
	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅 特定公共賃貸住宅	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅 特定公共賃貸住宅		団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅 特定公共賃貸住宅	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅 特定公共賃貸住宅		
昭和52年度 53	野 溝	20	20				7								
	岡 田	24	24					御堂原	14	12	2	南松本	42	42	
	南松本西	25	25									南松本	27	27	
	錦 部	16	16				8					南松本	24	24	
	中 川	8	8				9	大野田	40	40	10	豊 丘	55	55	
	鳥 内	96	96					小 原	10	10	21				
	竹 淵	36	36				10	芳 野	21	21					
	竹 淵	18	18					取 手	14	14	25	豊 丘	45	45	
	南松本南	32	32		二 子	26	26		上 土	25	25	18	豊 丘	18	18
					寿田町	24	24	11					豊 丘	30	30
54				寿田町	42	42	12	横 沢	19	19					
55				寿田町	54	54	13	大 手	8	8					
56				寿田町	30	30		松本駅北	25	25					
57							14								
58	南松本南	40	40				15								
59	埋 橋	30	30				16								
60	南松本南	30	30				17								
	南松本東	30	30				18								
	野 沢	12	12				19								
61	出 川	60	60		寿田町	54	54								
62	竹 淵	60	60		寿田町	36	36								
					元 町	18	18								
63	竹 湖	24	24		元 町	14	14								
	浅間南	60	60		石 芝	16	16								
	大示川	6	6												
	浅間南	32	32		石 芝	24	24								
平成元年度	上 郷	6	6												
	稲 核	3	3												
2	浅間南	30	30		石 芝	16	16								
3	小 宮	30	30		石 芝	16	16								
4	小 宮	12	12		石 芝	36	36								
5	小 宮	60	60		元町上	24	24								
6					元町上	24	24								
	烏 々	6	6												
	番 所	6	6												
								合 計	988	884	104		946	946	0

子どもの権利の推進

1 子どもの権利の推進

こども部 こども育成課

(1) 目標

子どもが一人の市民として尊重され、生きる力を高めながら生きていくことに喜びを感じられるよう、「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、すべての子どもにやさしいまちをめざします。

(2) 令和元年度の取組みと成果

- ア 子どもにやさしいまちづくり委員会を6回開催し、「第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画案」を検討。パブリックコメントの実施、議会の承認を得て計画を策定しました。
- イ 子どもの権利相談室「こころの鈴」の周知を図るとともに、子どもや保護者等からの相談（延473件）に対応しました。また、周知・啓発をはかるため、児童館・児童センターへの出前訪問を行いました。（12施設で実施）
- ウ まつもと子ども未来委員会の子どもたち（小学5年～高校2年）が、自分たちのまちについて考え、課題などを市へ提言しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 平成25年4月に条例を制定し、学校への啓発物の配布や市民向けのフォーラム開催などにより条例の周知を図っています。アンケート調査の結果、特に高校生の条例認知度が低いとため、高校生と一般市民に対する周知が必要です。
- イ 子どもにやさしいまちづくり委員から提言されている、「子どもの権利ウィーク」創設に向け、検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成25年度	4月に「子どもの権利に関する条例」を施行 子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設（7月）
26年度	「まつもと子ども未来委員会」を設置 「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」を策定 「まつもと子どもスマイル運動」を開始 子どもの権利を推進している自治体の子どもたちと子どもの権利をテーマに交流する「子ども交流事業」を開始
27年度	子どもの権利相談室の相談員4名のうち1名を室長として配置
29年度	子どもの権利擁護委員を1名増員
令和元年度	「第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」を策定

イ 統計資料

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績 (単位：件)

区分	H29年度	H30年度	R元年度
実相談件数	135	161	176
延相談件数	395	695	473

出産・子育て環境の充実

1 母子保健事業の充実（妊娠、出産、子育てへの支援）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

安心して妊娠・出産でき、子育てに喜びを感じ、心にゆとりを持って子育てができる環境づくりをめざします。

(2) 令和元年度の取組みと成果

- ア 子育てを包括的に支援するため、子ども子育て安心ルームを設置し、母子保健コーディネーターを配置し、子育てコンシェルジュ、保育コンシェルジュ及び庁内外関係機関と連携することにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築に努めました。
- イ 不妊治療助成事業（こうのとりのり支援事業）に加え、不育症治療費助成事業を実施し、子どもを持ちたいという夫婦の経済的負担軽減のための支援をしています。
- ウ 育児ママヘルプサービス、新生児訪問、乳幼児健診、育児学級、発達や心理等の二次乳幼児健診・相談、育児支援教室等、育児に関する各種事業を継続実施し、産後ケア事業の拡充とともに、産婦健診事業を開始することにより育児に不安を持つ母親の支援に努めています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 妊娠を希望する夫婦に不妊・不育症治療の費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。
- イ 妊娠届出時の相談指導の全数実施により、支援が必要な妊婦を早期に抽出し安心して出産・育児ができる環境を整えます。
- ウ 少子化が進む中で、育児に不安を持つ親が増えていることから、安心して育児ができるよう関係機関との連携等、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行い、相談・支援体制の強化を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 33年度	乳幼児健診開始
63年度	離乳食教室、1歳児教室開始
平成 6年度	両親学級（ママとパパの教室）開始
9年度	新生児訪問・妊産婦訪問開始（県から権限移譲）
13年度	育児ママヘルプサービス、不妊治療費助成事業開始
24年度	妊婦歯科検診開始
26年度	不育症治療費助成事業開始
27年度	産後ケア事業開始
28年度	子ども子育て安心ルーム設置。母子保健コーディネーター配置
30年度	母乳・育児相談事業開始
令和元年度	産婦健診事業開始

イ 統計資料

事業実施状況

区分	H29年度	H30年度	R元年度
	受診者数(人)	受診者数(人)	受診者数(人)
不妊治療助成事業	289	250	262
不育症治療助成事業	4	4	1
産後ケア事業	43	55	53
母乳・育児相談事業	—	(6月～) 687	501
育児ママヘルプサービス事業	23	18	22
産婦健診事業	—	—	(延) 2,799

出産・子育て環境の充実

2 子育て支援事業の充実

こども部 こども育成課

(1) 目標

安心して妊娠、出産でき、子育てに喜びを感じ、心にゆとりを持って子育てが出来る環境づくりをめざします。

(2) 令和元年度の取組みと成果

- ア こどもプラザ（4カ所）及びつどいの広場（21カ所）における育児支援事業、父親の育児参加を促すことを目的とした休日つどいの広場事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育てサポーター訪問事業等の子育て支援事業を実施しました。
- イ 妊娠から出産、子育て期まで切れ目のない支援を目指して4カ所目の「子ども子育て安心ルーム」を波田こどもプラザ内に設置し、子育てコンシェルジュを配置しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和元年度、波田こどもプラザに「子ども子育て安心ルーム」開設し、計画していたすべて（4カ所）のこどもプラザに設置が完了しました。1施設あたりの相談件数は年々増加しており、相談内容も深刻な事例もあることから、母子保健コーディネーター、保育コンシェルジュとの協力体制や、庁内外の関係機関との連携をさらに強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談・支援を進めます。
- イ 子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」は、利用者の増加に伴い、支援員の拡充や施設の狭あい化が課題となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 子育て支援事業の経過

- 平成8年度 ファミリー・サポート・センター事業開始
- 12年度 筑摩にこどもプラザ開館。館内で休日保育・病後児保育を開始
- 17年度 小宮こどもプラザ開館。児童センター等でつどいの広場事業を開始
- 20年度 相澤病院内で病児保育開始（以降、23年度に梓川診療所（4月）、30年度に丸の内病院（4月）、まつもと医療センター（7月）、4カ所で病児保育を実施）
- 25年度 引きこもりがちな子どもの居場所として、子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」を開設
- 28年度 こどもプラザに「子ども子育て安心ルーム」を開設、子育てコンシェルジュ1名を配置（以降、29年度小宮こどもプラザ、30年度南郷こどもプラザ、令和元年度波田こどもプラザ、計4カ所子ども子育て安心ルームを開設）

イ 統計資料

（単位：人）

区 分	H 29年度	H 30年度	R元年度
こどもプラザ利用者数（4館）	67,029	63,671	58,143
つどいの広場利用者数	99,545（21カ所）	91,352（21カ所）	86,704（21カ所）
子ども子育て安心ルーム相談件数（4館）	1,384	2,539	3,949
病児保育利用者数/病後児保育利用者数	1,473/319	2,353/223	2,321/219
ファミリー・サポート・センター活動回数	3,263	3,655	3,662
子育てサポーター訪問事業利用者数	1,612	2,197	2,328
はぐルッポ利用者数	1,676	1,684	1,931

出産・子育て環境の充実

3 放課後等の居場所対策

こども部 こども育成課

(1) 目標

安心して妊娠、出産でき、子育てに喜びを感じ、心にゆとりを持って子育てが出来る環境づくりをめざします。

(2) 令和元年度の取組みと成果

- ア 地域の児童の遊びの拠点として、児童館・児童センター（27館）を整備、運営しています。
- イ 放課後留守家庭となる児童を対象に、放課後及び休校日等に適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童健全育成事業の実施場所として、児童館・児童センター（24館）のほか、放課後児童クラブ（5カ所）を運営するとともに、民営の児童育成クラブ（12カ所）へ運営補助しています。
- ウ すべての子どもを対象とし、安全・安心な子どもの居場所（小学校の空き教室等）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う「放課後子ども教室」を4カ所で実施しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 共働き世帯の増加や核家族化の進展に伴い、放課後留守となる家庭が増加している現状、少子化による小学生人口の今後の推移を踏まえた、放課後児童健全育成事業の質的・量的な充実を図ることが必要です。
- イ 老朽化が進む木造児童館の改築及び、利用児童の急増により狭隘化が進んでいる施設の増改築の検討が必要です。
- ウ 新・松本市放課後子ども総合プランに基づき、「放課後子ども教室」の実施場所の拡大及び、放課後児童クラブと一体的なまたは、連携による事業実施が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和41年度	あがた児童館開館（平成14年度までに25館の児童館・センターを整備）
63年度	並柳児童センターで留守家庭児童対策事業を開始
平成20年度	放課後児童健全育成事業の対象を試行的に6年生まで拡大（27年度までに28カ所に拡大）
22年度	山辺小学校の余裕教室を利用して、山辺放課後児童クラブを設置
23年度	旭町小学校の余裕教室を利用して、旭町放課後児童クラブを設置
24年度	高宮児童館を児童センターとして改築
26年度	島内児童館を児童センターとして改築
28年度	あがた児童館を中高生の居場所機能を付加した児童センターとして改築
29年度	松本市放課後子ども総合プラン策定
30年度	子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを実施
令和元年度	蟻ヶ崎児童館を沢村児童センターとして移転改築 新松本市放課後子ども総合プラン策定

イ 統計資料

（単位：人）

区 分	H29年度	H30年度	R元年度
児童館・児童センター利用者数(27館)	639,122	657,180	639,210
放課後子ども教室利用者数(H29まで6カ所、H30～4カ所)	6,083	4,446	5,476

保育環境の充実

1 保育士の処遇改善事業

こども部 保育課

(1) 目標

3歳未満児の保育需要が高まり、本市においても保育士が不足していることから、保育園・幼稚園に勤務する保育士・幼稚園教諭を対象とした処遇改善を行い、保育士不足の解消をめざします。

(2) 令和元年度の取組みと成果

ア 処遇改善・保育士の確保

- (ア) 正規保育士の職員定数増（3カ年で27人増員）
- (イ) 正規職員採用試験を2.5カ月早める（11月下旬→9月上旬）
- (ウ) 公立保育園への業務ICT化 各園にタブレット端末（8台）を配備（R元～R2）
- (エ) 保育園・幼稚園のエアコン設置（令和元年度：14園、R2：14園、R3：14園）

イ 受入枠の確保

- (ア) 地域型保育事業の実施（小規模保育事業所3施設で57人増）

(3) 現状の分析と今後の課題

全国的に保育士が不足するなか、本市においても、平成26年度以降、嘱託保育士の欠員は年々増加傾向にあります。

特に3歳未満児の保育の需要が高まっており、保育の質及び量を確保するとともに、保育士がやりがいを持って仕事を続けられるよう、報酬面をはじめとする処遇改善が喫緊の課題となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成16年度 保育園管理運営検討会（保育課、保育園、行政管理課、職員課、職員労働組合などで構成）の設置
- 23年度 保育士及び給食調理員の職員配置基準（現行）を決定
- 29年度 嘱託保育士の報酬面での処遇改善等を実施
- 30年度 保育業務補助者の配置、保育園業務ICT化モデル試行、市人材バンク化を実施
- 令和元年度 正規保育士の定数増、保育園業務ICT化の導入、地域型保育事業の実施

イ 統計資料

保育士の状況（各年4月1日現在）

（単位：人）

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
正規保育士配置数A	231	236	242	248	253	261
正規休暇者数B	31	34	37	37	33	33
正規勤務数C=A-B	200	202	205	211	220	228
嘱託保育士数D	287	276	294	284	250	241
嘱託休暇者数E	-	-	-	0	6	7
嘱託勤務数F	261	252	265	241	213	205
嘱託欠員数G=D-E-F	26	24	29	43	31	29

青少年の健全育成

1 青少年の健全育成

こども部 こども育成課

(1) 目標

次代を担う青少年が豊かな心を育めるよう、安心して暮らし、健やかに成長できる環境をめざします。

(2) 令和元年度の実績と成果

- ア 青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会を開催し、青少年に関わる取組みや小中学校のいじめに関わる取組みなどについて情報共有を図り、行政と関係団体が連携して事業を推進しました。
- イ インターネットや携帯電話等の適切な使い方や家庭でのルールづくりなどを学ぶためのメディア・リテラシー講座や薬物の危険性や喫煙による健康被害等を学ぶための啓発講座を実施しました。
- ウ 青少年の居場所づくりや子どもたちが遊び、学び、体験する場として、子どもまつりやリーダー講習会などの行事を開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 子どもたちを取り巻く課題は、いじめや虐待、不登校など多岐にわたっています。また、スマートフォンの急速な普及は、インターネットによるいじめや青少年が犯罪に巻き込まれるなど、大きな社会問題となっています。
- イ 青少年を取り巻く諸問題は、現代の社会を反映したものであることから、大人自らが襟を正し、家庭や学校・地域社会がそれぞれの役割を今まで以上に認識し、連携して青少年の健全育成と非行防止に取り組むことが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 16 年度 放課後や休日の居場所として、体育施設などを利用した「青少年の居場所」を設置
- 20 年度 メディア・リテラシー講座を開始
- 22 年度 薬物乱用防止啓発講座を開始
- 23 年度 心や体の悩みなどに関する相談室「まちかど保健室」を開設
- 26 年度 あがた児童センター 2 階に中高生専用の居場所スペースを設置
- 29 年度 Mウイング 2 階の改修に伴い、座席数を増設しました。

イ 統計資料

区 分		H29年度	H30年度	R 元年度
メディア・リテラシー講座	実施校数(校)	36	32	31
	受講者数(人)	8,904	7,142	6,249
薬物乱用防止啓発講座	実施校数(校)	41	43	37
	受講者数(人)	5,223	6,586	5,191
青少年の居場所	利用人数(人)	体育施設	850	965
		研修施設	3,404	3,224
まちかど保健室	延相談件数(件)	121	131	107